

令和6年度厚真町地域防災計画改訂の概要について

1 見直しの趣旨

国の防災基本計画の修正事項の反映及び北海道地域防災計画との整合を図るため、地域防災計画の推進にあたっての基本となる事項や相互応援（受援）体制の整備、情報収集・伝達体制の整備、避難体制の整備、避難行動要支援者等の要配慮者に関する事項、災害時の広報、避難対策及び被災者援護等について所要の追加・修正を行うもの。

2 改訂の概要

(1) 本編

ア 地域防災計画推進にあたっての基本となる事項の修正

新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえた対策徹底等の推進に関する事項
（防災基本計画第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 関連）

イ 避難行動要支援者等の要配慮者に関する事項

避難行動要支援者の支援体制の構築に関し、積雪寒冷期や風水害（土砂災害、洪水、高潮など）、津波などの特性に留意するとともに、個別避難計画では要支援者の状況変化等に対応して更新や計画情報の管理について追記

ウ 情報収集・伝達体制の整備

要配慮者にも分かりやすい情報伝達を行うとともに、災害時の停電等にも対応できるよう通信手段の多重化・多様化などについて追記

エ 災害時の広報・情報提供

安否情報の照会手続きに関する内容や要領について規定するとともに、災害時の氏名等の公表について追記

オ 避難対策

(ア) 避難情報の周知・伝達

避難情報が迅速・確実に住民に伝わるよう発令にあたって、危険がおよぶことを認識できるような伝達内容等の工夫や避難対象の明確化を図るとともに、避難指示等の発令にあたっては、防災関係機関や専門家等の助言を活用することなどについて追記

(イ) 指定避難所の運営・管理

女性や子供などへの性暴力、DV対策防止など安全対策や感染症の発生・拡大防止などについて追記

(ウ) 広域一時滞在

いわゆる広域避難について、道内及び道外一時避難の協議要領や町内への避難者の受入、一時滞在者への対応等について追記

カ 輸送計画

緊急輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送事業者等との物資の輸送、保管等について協定締結を行うことや物資拠点の選定などについて追記

キ 災害建築物安全対策

被災建築物からの石綿飛散による二次災害防止対策等について追記

ク 被災者援護

被災者自らに適した支援制度を活用した生活再建への取り組みや災害ケースマネジメントの実施による見守り・相談等の支援を行うとともに、り災証明書交付に際して航空写真や被災者が撮影した住家写真、応急危険度判定結果の活用などについて追記

ケ その他

文言の修正及び誤記の修正等

(2) 資料編

ア 指定避難所及び指定緊急避難場所の施設規模、収容人数の誤記修正

イ 災害協定締結件数増加に伴う追記